

美浦村内に住宅を取得して定住された方に、「美浦村定住促進奨励金」を交付します

今年の申請は平成24年1月2日から平成25年1月1日までに住宅を取得した方が対象です

近年、美浦村では人口が減少し続けています。人口の減少は、村民生活の活力の低下を招くだけでなく、地域経済に大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にまで関わります。

そこで村では、住民の定住化を促進し、人口の増加と活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定しました。この制度は、村外の方や村内の貸家・寮等にお住まいの持家のない方が村内に住宅を取得し、美浦村に定住する場合に、奨励金を交付するものです。

奨励金交付の対象者

奨励金を受けようとする本人が居住するために、美浦村に住宅を新築または購入し、なおかつ当該住宅の土地を取得し、美浦村の住民として定住する方が対象です。

なお、取得した土地・住宅が共有名義の場合には、他の共有者の同意を得られた代表者一人が申請者となり、奨励金の交付を受けます。

※対象となる住宅：平成24年1月2日以降に取得した住宅が対象となります。ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は対象となりません。

- ・相続により取得した住宅
- ・現に住宅敷地となっている土地に建設された住宅

*土地については取得時期等の制限はありません。

ただし、次のいずれかの要件に該当する方が、同世帯にいる場合には対象となりません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴

奨励金の額・交付期間

力団員
過去に奨励金の交付を受けた方
・村税および使用料、その他の村の税外収入金を滞納している方

【奨励金の額（年額）】
納付した「当該住宅および住宅敷地に係る固定資産税年税額」相当額が奨励金として交付されます。ただし、取得した住宅によって限度額が次のとおり設定されています。

- ・新築住宅：20万円
- ・中古住宅：10万円

【奨励金の交付期間】
申請時における世帯状況によって交付期間は異なり、この交付期間は、当該物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

- ・同世帯に義務教育終了前の子がいる場合：最長5年

奨励金交付までの流れ

・同世帯に義務教育終了前の子がいない場合：3年

(1) 交付申請書の提出

申請期間内に、「定住促進奨励金交付申請書」に必要事項を記入、押印のうえ、次の書類を添付し、役場企画財政課に提出してください。

なお、交付期間中は、毎年度申請が必要です。

【交付申請書の申請期間】
奨励金の交付を受ける年度の3月1日～3月末日まで（ただし、土日祝日を除く。役場開庁時間は午前8時30分～午後5時15分）
※平成24年1月2日～平成25年1月1日に住宅を取得した場合の最初の申請は、平成26年3月1日～3月31日まで。

【添付書類】

- ①住民票の謄本（続柄の記載されたもの）
 - ②土地の登記事項証明書
 - ③住宅の登記事項証明書
 - ④定住誓約書
 - ⑤村税等納入状況確認承諾書
 - ⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書（この同意書は、申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要です）
- ※2年度目以降の申請には、「添付書類②③④」の添付の必要はありません。
- ### (2) 奨励金の交付決定
- 交付申請の審査結果を、「定住促進奨励金交付決定通知書」または「定住促進奨励金不交付決定通知書」により通知します。
- ※交付申請書を受理した日から原則15日以内に通知します。

(3) 奨励金の請求

決定通知書を受け取ったら、「定住促進奨励金交付請求書」に必要事項を記入・押印し、役場企画財政課に提出してください。なお、奨励金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

※当該年度の3月末日、または決定通知書を受け取った日から15日以内に提出してください。

(4) 奨励金の振込み

交付請求書に記載された申請者ご本人の金融機関口座に、村から奨励金を交付します。

※交付請求書を受理した日から30日以内に交付します。

決定の取消し

交付決定者が次のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定を取消し、「定住促進奨励金交付決定取消通知書」により当該交付対象者に通知します。

- ・偽りその他の不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき
- ・その他村長が適当でないと認めるとき

奨励金の返還

交付決定の取消しを受けた場合において、既に奨励金を交付されているときは、「定住促進奨励金返還命令書」に記載された期限までに記載された請求金額を返還してください。



◇問合せ 役場企画財政課 ☎88510340 内線208

私は「美浦村定住促進奨励金」をもらえますか？



- Q1 村外に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して（相続等を含む）、その土地に住宅を新築します。→ はい。交付対象です。
- Q2 村外に住んでいます。これから美浦村の土地と住宅を購入します。→ はい。交付対象です。
- Q3 美浦村に住んでいます。持家はありませぬ。これから美浦村の土地を取得して、住宅を新築します。→ はい。交付対象です。
- Q4 美浦村に住んでいます。持家はありませぬ。これから美浦村の土地と住宅を購入します。→ はい。交付対象です。
- Q5 現在ある親名義等の住宅敷地内に、住宅を新築します。→ 交付対象とはなりません。
- Q6 現在ある親名義等の住宅敷地を分筆し私の名義にし、その土地に住宅を新築します。→ 交付対象とはなりません。
- Q7 住宅を建て替えます。→ 交付対象とはなりません。
- Q8 住宅を取得しましたが、その土地は私または同居の家族の名義ではありません。→ 交付対象とはなりません。
- Q9 今、美浦村の自分の持家に住んでいます。これから新たに別の敷地に住宅を取得し、転居します。→ 交付対象とはなりません。
- Q10 住宅を相続により取得しました。→ 交付対象とはなりません。
- Q11 私名義の土地に、居住用と営業用の併用住宅を新築します。→ はい。交付対象です。ただし、居住用部分に係る固定資産税相当額のみが奨励金の対象となります。